

岡崎市景観まちづくり推進費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、岡崎市水と緑・歴史と文化のまちづくり条例（平成24年岡崎市条例第22号。以下「条例」という。）第50条第1項の規定に基づき、景観まちづくり協議会（以下「協議会」という。）の活動に必要な費用に対する補助金（以下「景観まちづくり補助金」という。）の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において使用する用語の意義は、景観法（平成16年法律第110号）、条例及び岡崎市景観計画（平成24年岡崎市告示第44号。以下「景観計画」という。）において使用する用語の例による。

2 この要綱において「会計年度」とは、4月1日から翌年3月31日までの期間をいう。ただし、協議会として認定された年度にあつては、当該認定の日から当該会計年度の末日までとする。

(規則との関係)

第3条 景観まちづくり補助金の交付に関しては、岡崎市市費補助金等に関する規則（昭和34年岡崎市規則第3号。以下「規則」という。）の規定によるほか、この要綱の定めるところによる。

(補助金の対象から除外する者)

第4条 景観まちづくり補助金の交付を受けようとする協議会が、岡崎市暴力団排除条例（平成23年岡崎市条例第31号）第2条第2号に規定する暴力団員（以下この条において「暴力団員」という。）若しくは同条第1号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者（以下この条において「暴力団関係者」という。）又は役員に暴力団関係者がいる法人その他の団体である場合には、景観まちづくり補助金の交付はしない。

(景観まちづくり補助対象事業)

第5条 景観まちづくり補助金の交付の対象となる事業は、協議会が実施する活動区域の景観まちづくりの方針及び整備計画の策定又は当該活動区域の良好な景観の保全及び形成に必要な事業のうち、次の各号のいずれかに該当するもの（以下「景観まちづくり補助対象事業」という。）とする。

- (1) 景観計画の変更の提案等に必要な調査又は検討に関する事業で、原則として、継続して3年以上実施する必要があるもの（以下「景観まちづくり協議会活動促進事業」という。）
- (2) 景観形成重点地区内又は景観形成重点地区指定に資すると市長が認める活動のある地区内において、当該地区を活動区域とする協議会が実施する当該地区内の良好な景観の保全及び形成に必要な事業で、原則として、継続して5年以上実施する必要があるもの（以下「景観形成重点地区推進事業」という。）

2 前項の規定による事業のうち、次の各号のいずれかに該当する費用について

て、景観まちづくり補助金の交付をすることができる。

- (1) 研修、講演等の講師の謝礼その他の報償金として要する費用
 - (2) パンフレット・チラシ等の作成及び頒布に要する費用
 - (3) 集会、研修会、講演会等の開催に要する費用（ただし、飲食に要する費用を除く。）
 - (4) 図書、文献、資料等の購入に要する費用
 - (5) 会議室、会場、物品の利用及び賃借に要する費用
 - (6) 傷害等の保険に要する費用
 - (7) 消耗品の購入に要する費用
- （景観まちづくり補助金の交付）

第6条 景観まちづくり補助金は、次の各号のいずれにも該当する場合において、同一の景観まちづくり補助対象事業について、予算の範囲内において、1会計年度につき1回交付するものとする。

- (1) 景観計画区域のうち一団の区域を対象として行うものであること。
- (2) 当該活動区域の景観まちづくりの方針及び整備計画の策定又は当該活動区域の良好な景観の保全及び形成のために行うものであること。
- (3) 協議会の活動が当該活動区域の財産権を不当に制限するものでないこと。

2 前項の場合において、同一の景観まちづくり補助対象事業に係る景観まちづくり補助金は、原則として、引き続いた3会計年度（景観形成重点地区推進事業にあつては、引き続いた5会計年度）を超えて交付することができない。ただし、市長が特にやむを得ないと認めるときは、これらの会計年度の年次回数を限度として交付することができる。

3 景観まちづくり補助金の額は、次の各号に掲げる事業の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額（当該額が45,000円（景観形成重点地区推進事業にあつては、300,000円）を超えるときは、45,000円（景観形成重点地区推進事業にあつては、300,000円））とする。ただし、これらの額に千円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額とする。

- (1) 景観まちづくり協議会活動促進事業 別表第1左欄に掲げる会計年度に応じ、同表右欄に定める割合
- (2) 景観形成重点地区推進事業 別表第2左欄に掲げる会計年度に応じ、同表右欄に定める割合

4 景観まちづくり補助対象事業が、景観まちづくり補助金以外の補助金（これに類するものを含む。以下同じ。）の交付を受けるときは、景観まちづくり補助金の交付はしない。

（事前相談）

第7条 景観まちづくり補助金の交付を受けようとする協議会の代表者は、補助金の交付申請をする前に、様式第1号による景観まちづくり推進費補助金交付事前協議書を提出し、市と事前相談を行うものとする。

（景観まちづくり補助金の交付申請）

第8条 景観まちづくり補助金の交付を受けようとする協議会の代表者は、規則第5条の規定に基づき、様式第2号による市費補助金等交付申請書に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 協議会の規約及び役員名簿
- (2) 事業計画書
- (3) 収支計算書
- (4) 岡崎市水と緑・歴史と文化のまちづくり条例（平成24年岡崎市規則第22号）第14条第3項に規定する景観まちづくり協議会認定通知書の写し
- (5) 景観まちづくり補助対象事業を複数年以上実施することが確認できる書類
- (6) 市費補助金申請に係る消費税仕入税額控除確認書（消費税額を含めて申請する場合に限る。）
- (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 景観まちづくり補助金の交付申請をするにあたって、当該補助金における消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額の金額をいう。）を減額して交付申請しなければならない。

3 第1項に規定する申請は景観まちづくり補助対象事業に着手する日より前、かつ、景観まちづくり補助対象事業を行う年度の12月28日（土日祝日の場合は直前の開庁日）までに行わなければならない。

（交付決定の通知）

第9条 景観まちづくり補助金の交付決定の通知は、規則第7条の規定に基づき、様式第3号による岡崎市景観まちづくり推進費補助金交付決定通知書により行うものとする。

（事業内容の変更）

第10条 景観まちづくり補助金の交付の決定を受けた協議会の代表者は、前条の規定により景観まちづくり補助金の交付の決定を受けた後において、当該補助金の交付の決定を受けた事業（以下「景観まちづくり補助事業」という。）の内容の変更をするときは、あらかじめ、規則第7条の2の規定に基づき、様式第4号による岡崎市景観まちづくり推進費補助事業変更承認申請書に当該変更に係る事業の内容を記載した書類を添付して、市長に提出しなければならない。

2 前項の規定による承認の通知は、規則第7条の2第2項において準用する規則第7条の規定に基づき、様式第5号による岡崎市景観まちづくり推進費補助事業変更承認通知書により行うものとする。

（事業の中止又は廃止）

第11条 景観まちづくり補助金の交付の決定を受けた協議会の代表者は、景観まちづくり補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、様式第6号に

よる岡崎市景観まちづくり推進費補助事業中止・廃止承認申請書を市長に提出しなければならない。

- 2 前項の規定による承認の通知は、規則第7条の2第2項において準用する規則第7条の規定に基づき、様式第7号による岡崎市景観まちづくり推進費補助事業中止・廃止承認通知書により行うものとする。

(景観まちづくり補助事業の実績報告)

第12条 景観まちづくり補助金の交付の決定を受けた協議会の代表者は、規則第10条の規定に基づき、様式第8号による市費補助事業等実績報告書（以下「実績報告書」という。）に次に掲げる書類を添えて、景観まちづくり補助事業が完了した日以後1月以内の日、又は当該年度の3月31日のいずれか早い日までに、市長に提出しなければならない。

- (1) 景観まちづくり補助事業報告書
- (2) 景観まちづくり補助事業に係る収支決算書（協議会の代表者が原本証明した領収書等の写しを添付すること。）
- (3) 景観まちづくり補助事業に係る写真その他活動の状況を示す資料

(交付額確定の通知)

第13条 景観まちづくり補助金の交付額確定の通知は、規則第11条の規定に基づき、様式第9号による岡崎市景観まちづくり推進費補助金交付額確定通知書により行うものとする。

(補助金の請求及び交付)

第14条 前条に規定する確定を受けた交付決定受理者は、同条に規定する確定を受けた日から起算して30日を経過する日（土日祝日の場合は直前の開庁日）までに請求書を市長へ提出しなければならない。

- 2 景観まちづくり補助金の支出は、前項の規定に基づく交付決定受理者からの請求により交付する。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、交付決定後にその全部又は2分の1を概算払により交付することができるものとする。

- 3 前項の規定に基づき概算払を受けた協議会の代表者は、補助金額の確定後、速やかに精算しなければならない。

(交付決定取消しの通知)

第15条 景観まちづくり補助金の交付の決定を取消したときは、規則第13条の規定に基づき、様式第10号による岡崎市景観まちづくり推進費補助金交付決定取消通知書により交付決定受理者に対し通知するものとする。

(委任)

第16条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 岡崎市まちづくり協議会推進費補助金交付要綱は、廃止する。
- 3 ふるさとの名木指定保存協定要綱は、廃止する。

- 4 ふるさとの森指定保存協定要綱は、廃止する。
- 5 この要綱による廃止前のふるさとの名木指定保存協定要綱及びふるさとの森保存協定要綱の規定により締結されているふるさとの名木保存協定及びふるさとの森保存協定は、この要綱の施行後も、なおその効力を有する。

附 則

- 1 この要綱は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この要綱は、令和 9 年 3 月 31 日限り、その効力を失う。

附 則

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

別表第 1（景観まちづくり補助金に係る景観まちづくり協議会活動促進事業の補助割合）

会計年度	補助の割合
1 回目の会計年度	景観まちづくり協議会活動促進事業の対象となる経費の 10 分の 8 以内
2 回目の会計年度	景観まちづくり協議会活動促進事業の対象となる経費の 10 分の 5 以内
3 回目の会計年度	景観まちづくり協議会活動促進事業の対象となる経費の 10 分の 3 以内

別表第 2（景観まちづくり補助金に係る景観形成重点地区推進事業の補助割合）

会計年度	補助の割合
1 回目の会計年度	景観形成重点地区推進事業の対象となる経費の 10 分の 8 以内
2 回目の会計年度	景観形成重点地区推進事業の対象となる経費の 10 分の 5 以内
3 回目の会計年度	景観形成重点地区推進事業の対象となる経費の 10 分の 5 以内
4 回目の会計年度	景観形成重点地区推進事業の対象となる経費の 10 分の 3 以内
5 回目の会計年度	景観形成重点地区推進事業の対象となる経費の 10 分の 3 以内